

農林水産物における 出荷制限指示等の状況について

平成24年9月26日

農林水産省

食品の新基準値の設定

- 事故後、厚生労働省は、原子力安全委員会が示していた「飲食物摂取制限に関する指標」を食品衛生法上の暫定規制値として設定(平成23年3月17日)。
- その後、食品安全委員会による食品健康影響評価を受け、薬事・食品衛生審議会などでの議論を踏まえ、新たな基準値を設定し、本年4月から施行。
- 新たな基準値に対応するため、農業現場では、生産資材の管理、除染・吸収抑制対策などの放射性物質対策を実施。こうした対策の効果もあって、放射性物質濃度は低下傾向にあるものの、基準値が引き下げられたこともあって、一部の品目では基準値超過が見られる状況。

○放射性セシウム の暫定規制値※1

食品群	規制値
飲料水	200 Bq/kg
牛乳・乳製品	200 Bq/kg
野菜類	500 Bq/kg
穀類	
肉・卵・魚・その他	

※1 放射性ストロンチウムを含めて規制値を設定

○放射性セシウム の新基準値※2

食品群	基準値
飲料水	10 Bq/kg
牛乳	50 Bq/kg
一般食品	100 Bq/kg
乳児用食品	50 Bq/kg

※2 放射性ストロンチウム、プルトニウム等を含めて基準値を設定

一 経過措置

新基準値への移行に際して、市場(流通)に混乱が起きないように、暫定規制値を適用する準備期間を設定(米・牛肉:6ヶ月間、大豆:9ヶ月間)。

○ 平成24年4月以降の放射性物質検査結果 ※3、※4

品目	検査点数	基準値超過点数	超過品目
米	2,348	0	
麦	1,646	0	
豆類	13	0	
野菜	9,041	2	ハウレンソウ、アシタバ
果実	1,739	4	ウメ、ブルーベリー
茶	708	13	茶
その他地域特産物	223	0	
原乳	1,016	0	
肉・卵 (野生鳥獣肉を除く)	47,984	1	豚肉
きのこ・山菜	3,366	503	原木しいたけ、こしあぶら、たけのこ等19品目
水産物	7,300	673	カレイ、アイナメ、スズキ、ヤマメ等54品目
農林水産物計	75,384	1,196	

※3 平成24年8月31日までに厚生労働省が公表したデータに基づき作成(17都県を対象)

※4 新基準値:100 Bq/kg(茶については浸出液で10 Bq/kg、原乳については50 Bq/kg、米と牛肉(経過措置)については9月30日、大豆(経過措置)については12月31日まで500 Bq/kg)

食品の出荷制限等①

出荷制限の対象品目(9月21日現在)

県名	出荷制限品目
福島県	(一部地域)原乳、ホウレンソウ・カキナ等の非結球性葉菜類、キャベツ等の結球性葉菜類、ブロッコリー・カリフラワー等のアブラナ科の花蕾類、カブ、原木シイタケ(露地・施設栽培)、原木ナメコ(露地栽培)、 <u>キノコ類(野生のものに限る。)</u> 、 <u>タケノコ</u> 、 <u>わさび(畑において栽培されたものに限る。)</u> 、 <u>くさそてつ(こごみ)</u> 、 <u>たらのめ(野生のものに限る。)</u> 、 <u>ふきのとう(野生のものに限る。)</u> 、 <u>こしあぶら</u> 、 <u>ぜんまい</u> 、 <u>わらび</u> 、 <u>ウメ</u> 、 <u>ユズ</u> 、 <u>クリ</u> 、 <u>キウイフルーツ</u> 、 <u>米(平成23・24年産)</u> 、 <u>ヤマメ(養殖を除く。)</u> 、 <u>ウグイ</u> 、 <u>ウナギ</u> 、 <u>アユ(養殖を除く。)</u> 、 <u>イワナ(養殖を除く。)</u> 、 <u>コイ(養殖を除く。)</u> 、 <u>フナ(養殖を除く。)</u> 、 <u>イノシシ肉</u> 、 <u>クマ肉</u> (全 域)牛肉※1、 <u>海産物(40種)</u>
青森県	(一部地域) <u>マダラ</u>
岩手県	(一部地域) <u>原木シイタケ(露地栽培)</u> 、 <u>タケノコ</u> 、 <u>こしあぶら</u> 、 <u>ぜんまい</u> 、 <u>せり(野生のものに限る。)</u> 、 <u>わらび(野生のものに限る。)</u> 、 <u>マダラ</u> 、 <u>イワナ(養殖を除く。)</u> 、 <u>ウグイ</u> (全 域)牛肉※1、 <u>クマ肉</u> 、 <u>シカ肉</u>
宮城県	(一部地域) <u>原木シイタケ(露地栽培)</u> 、 <u>タケノコ</u> 、 <u>くさそてつ(こごみ)</u> 、 <u>こしあぶら</u> 、 <u>ぜんまい</u> 、 <u>クロダイ</u> 、 <u>スズキ</u> 、 <u>ヒガンフグ</u> 、 <u>ヒラメ</u> 、 <u>イワナ(養殖を除く。)</u> 、 <u>ヤマメ(養殖を除く。)</u> 、 <u>ウグイ</u> (全 域)牛肉※1、 <u>イノシシ肉</u> 、 <u>クマ肉</u> 、 <u>マダラ(1尾の重量が1キログラム未満のものを除く。)</u>
山形県	(全 域) <u>クマ肉</u>
茨城県	(一部地域) <u>原木シイタケ(露地・施設栽培)</u> 、 <u>タケノコ</u> 、 <u>こしあぶら(野生のものに限る。)</u> 、 <u>茶</u> 、 <u>アメリカナマズ(養殖を除く。)</u> 、 <u>ギンブナ(養殖を除く。)</u> 、 <u>ウナギ</u> 、 <u>ヒラメ</u> (全 域)イノシシ肉※1、 <u>イシガレイ</u> 、 <u>コモンカスベ</u> 、 <u>シロメバル</u> 、 <u>スズキ</u> 、 <u>ニベ</u>
栃木県	(一部地域) <u>原木シイタケ(露地・施設栽培)</u> 、 <u>原木クリタケ(露地栽培)</u> 、 <u>原木ナメコ(露地栽培)</u> 、 <u>キノコ類(野生のものに限る。)</u> 、 <u>タケノコ</u> 、 <u>くさそてつ(こごみ)(野生のものに限る。)</u> 、 <u>こしあぶら(野生のものに限る。)</u> 、 <u>さんしょう(野生のものに限る。)</u> 、 <u>ぜんまい(野生のものに限る。)</u> 、 <u>たらのめ(野生のものに限る。)</u> 、 <u>わらび(野生のものに限る。)</u> 、 <u>クリ</u> 、 <u>茶</u> 、 <u>ウグイ(養殖を除く。)</u> 、 <u>ヤマメ(養殖を除く。)</u> 、 <u>イワナ(養殖を除く。)</u> (全 域)牛肉※1、 <u>イノシシ肉※1</u> 、 <u>シカ肉</u>
群馬県	(一部地域) <u>イワナ(養殖を除く。)</u> 、 <u>ヤマメ(養殖を除く。)</u> 、 <u>茶</u> (全 域) <u>クマ肉</u>
千葉県	(一部地域) <u>原木シイタケ(露地・施設栽培)</u> 、 <u>タケノコ</u> 、 <u>茶</u> 、 <u>ギンブナ</u>
神奈川県	(一部地域)茶
長野県	(一部地域) <u>キノコ類(野生のものに限る。)</u>

※1)福島県、栃木県、宮城県、岩手県の牛肉及び茨城県、栃木県のイノシシ肉に係る出荷制限については一部解除

※2)太字については、平成24年4月以降、新たに出荷制限の指示又は指示対象範囲が拡大した品目を指す。

食品の出荷制限等②

水産物における「操業自粛」等の設定状況(9月21日現在)

県名	分類	操業・出荷等の自粛品目(注)
岩手県	内水面	(一部地域)ヤマメ
宮城県	海面	(一部地域)アイナメ (全域)メロウド(イカナゴの親魚)を対象とするすくい網漁業
	内水面	(一部地域)ウナギ、アユ
福島県	海面	(全域)全ての沿岸漁業及び底びき網漁業(ただし、ミズダコ、ヤナギダコ、スルメイカ、ヤリイカ、ケガニ、沖合性のツブ貝(シライトマキバイ、チジミエゾボラ、エゾボラモドキ及びナガバイ)及びキチジを対象とした試験操業を除く。)
	内水面	(一部地域)モクズガニ、ウグイ、ヒメマス、ホンモロコ(養殖により生産されたものに限る)、ドジョウ(養殖により生産されたものに限る)
栃木県	内水面	(一部地域)ニジマス、ブラウントラウト、ヒメマス
群馬県	内水面	(一部地域)ウグイ、ヤマメ、イワナ、ワカサギ、コイ
埼玉県	埼玉県	(一部地域)ナマズ
茨城県	海面	(一部地域)エゾイソアイナメ、アカシタビラメ、ヒガンフグ、キツネメバル、アイナメ、クロソイ、クロダイ、マコガレイ、クロメバル、アカエイ、マルアジ、マダラ (全域)イカナゴ、メロウド、コモンフグ、ウスメバル
	内水面	(一部地域)ゲンゴロウブナ、イワナ、ヤマメ
千葉県	内水面	(一部地域)モツゴ、コイ、ギンブナ、ウナギ

(注)「操業・出荷等の自粛」には、県の指導の下で漁業者間の決定により操業自粛しているもの、県や漁協等が構成する対策連絡会議で検査結果を踏まえて協議し水揚を自粛しているもの、県からの出荷・販売自粛要請に基づき自粛しているもの等が含まれる。

飼料の規制

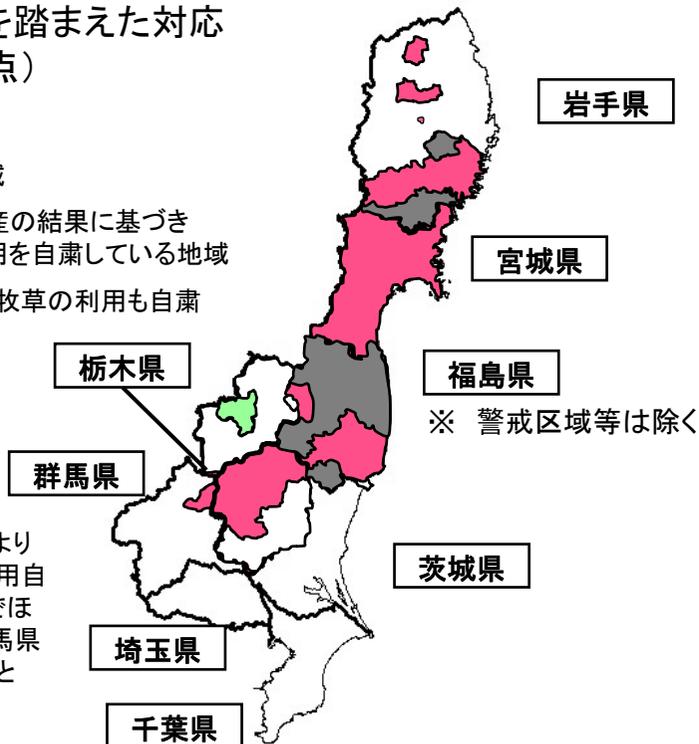
- 畜産物が食品の基準値を超える放射性セシウムを含むことがないよう、飼料中の放射性セシウムの暫定許容値を設定し、モニタリング調査に基づき利用の可否を判断。
- 食品の基準値の見直しに伴い、飼料の放射性セシウムの暫定許容値を改訂(例:牛用飼料 300 Bq/kg → 100 Bq/kg)。
- 24年産の飼料作物の調査結果等に基づく永年生牧草の利用自粛及び牧草地除染等の対象地域は、23年産に比べ大幅に拡大。

暫定許容値設定の考え方

暫定許容値は、食品の基準値、一般的な飼料の給与量及び移行係数等から設定。

23～24年調査等を踏まえた対応
(24年9月21日時点)

- 1) 利用可能な地域
- 2) 現在調査中の地域
- 3) 23年産及び24年産の結果に基づき24年産牧草の利用を自粛している地域
- 4) (3)のうち、23年産牧草の利用も自粛となった地域



※ 暫定許容値の見直しにより岩手県及び福島県では利用自粛地域が拡大し、宮城県ではほぼ全域が、栃木県及び群馬県では一部地域が利用自粛となった。

○ 23年産飼料作物の調査結果

	総検体数	～100 Bq/kg	～300 Bq/kg	300 Bq/kg～
牧草	1,016	474	274	268
夏作飼料作物等	992	982	9	1

○ 24年産飼料作物の調査結果(9月21日現在)

	総検体数	～50 Bq/kg	～100 Bq/kg	100 Bq/kg～
永年生牧草	578	490	43	45
単年生牧草	539	530	7	2
夏作飼料作物等	555	554	1	0

※1 永年生牧草とは、一度播種すると、毎年再生するため、播種せずとも、複数年～十数年間利用可能な牧草のこと。

※2 単年生牧草とは、翌年再生しないため、毎年播種する必要がある牧草のこと。通常、秋～冬に播種し、翌年の春～初夏にかけて収穫する。

※3 夏作飼料作物等は、青刈りトウモロコシ、稲WCS、稲わら等を含む。

きのこ原木等の規制

- きのこ原木や菌床用培地に含まれている放射性物質が、きのこに移行。また、きのこ原木や菌床用培地などは、広域的に流通。
- 安全なきのこ(食品の基準値を超える放射性セシウムを含まないきのこ)の生産・供給に向け、きのこ原木や菌床用培地などの安全基準として当面の指標値を設定。指標値を超えるものの利用・流通の自粛を要請。

当面の指標値設定の考え方

使用されるきのこ原木、菌床用培地等から発生するきのこが食品の基準値を超える放射性セシウムを含まないように設定した、きのこ原木、菌床用培地等に含まれる放射性物質濃度の上限値。
(当面の指標値は、消費者の健康保護に配慮し、安全サイドに立って設定。)

当面の指標値の見直し

(乾重量)

	旧指標値	新指標値 ※1
きのこ原木及びほだ木※3	150 Bq/kg	50 Bq/kg ※2
菌床用培地及び菌床※4	150 Bq/kg	200 Bq/kg

※1 新指標値は平成24年4月1日から適用。きのこ原木及びほだ木については、引き続き平成24年夏までにデータの収集・分析を行ったが、平成24年9月1日以降も据え置き。

※2 きのこ原木及びほだ木の経過措置あり。平成24年9月1日以降、経過措置対象原木等(50 Bq/kgを超え100 Bq/kg以下のきのこ原木及びほだ木)について、①発生するきのこが50 Bq/kg以下になるように管理されること、②使用するきのこ生産者が所在する都道府県が、発生したきのこの出荷前の放射性物質検査を確実にを行うこと、の条件をいずれも満たす場合、自県内に限り使用可能。

※3 ほだ木とは、きのこ原木にきのこの菌を植えたもの。

※4 菌床とは、おが粉や栄養材等を混合した培地(菌床用培地)にきのこの菌を植えたもの。

利用制限の状況

検査対象とするもの

17都県から採取された、及び採取された原料から製造された、並びに17都県で保管されたきのこ原木、ほだ木、菌床用培地及び菌床

検査実施主体

- ・きのこ原木、ほだ木、菌床用培地及び菌床を製品として製造・出荷する製造業者
 - ・きのこ原木及び菌床用培地を自ら採取・製造し使用するきのこ生産者及び検査対象となるきのこ原木、ほだ木、菌床用培地及び菌床を既に使用しているきのこ生産者
- (製造業者は伐採前の森林の立木、既に使用しているきのこ生産者はほだ場のほだ木などを、採取場所、時期、保管状況等汚染状態が同一と考えられるロットごとに検査を実施)

(参考)17都県のおもいいたけ生産者数(平成22年)

(単位:戸)

都県	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	山梨	長野	静岡
生産者数	56	1,157	168	87	117	443	220	762	362	65	124	143	31	293	159	346	440

検査結果の報告及び都道府県の指導

- ・検査実施主体は、検査結果を都道府県に報告
- ・経過措置対象原木等を使用する生産者は、その管理状況、きのこ収穫予定時期等を都道府県に報告

当面の指標値超過の場合⇒ 都道府県は、当該きのこ原木、ほだ木、菌床用培地及び菌床を出荷・使用しないよう指導・要請

➢17都県中、広範囲にわたり、森林内の立木及びほだ場内のほだ木等で指標値を超えるものが検出
➢原発事故後、指標値設定前に流通したものや、指標値の見直しにより、17都県のほか西日本等においても指標値を超えるものが存在

肥料の規制

- 原発事故により、家畜排せつ物等を原料として生産された堆肥が放射性セシウムを含有する可能性。
- 農地土壌の汚染の拡大を防ぐため、肥料等の暫定許容値(400 Bq/kg)を設定し、汚染稲わら等を家畜に給与した可能性のある農家を中心に各県において検査を実施。
- 地域によっては、暫定許容値以下の堆肥であっても、利用が忌避される事例も見られるところ。

暫定許容値設定の考え方

施用される肥料等の放射性セシウム濃度が暫定許容値(400 Bq/kg)以下であれば、その肥料等を長期施用し続けても、土壌中の放射性セシウム濃度を、過去の農地土壌の放射性セシウム濃度の範囲内に収める(※)ことができるよう設定。
(※食品の基準値とは連携していない)

検査結果(9月21日現在)

品目	総検体数※1	超過件数※1	超過戸数※2	うち8千超戸数※2
牛ふん堆肥	6,607件	2,793件	2,494戸	82戸

※1 [総検体数・超過件数] 都道府県が公表している件数の単純合計、同一農家等の再検査等を含む

※2 [超過戸数・うち8千超戸数] 汚染牛ふん堆肥を保有する農家及び堆肥センターの力所数

※ :8千(Bq/kg)とは、放射性物質汚染対処特措法上の指定廃棄物として認められる水準

汚染牛ふん堆肥の所在と利用制限の状況等

- 汚染牛ふん堆肥は、約2,500戸で確認
(98%以上が福島、岩手、宮城、栃木の4県)
- うち8,000 Bq/kgを超えるものは4県の約3%
- 汚染牛ふん堆肥は飼料畑等への還元利用以外の利用を自粛し、営農上の支障が生じることのないよう、保有農家等における一時保管、焼却等処分を推進
- 一方、地域によっては、暫定許容値以下でも利用が忌避される事例も見られるところ

【汚染牛ふん堆肥の一時保管の流れ】



薪、木炭の規制

- 薪及び木炭に含まれる放射性物質は燃焼により灰に高濃度に濃縮。17都県の薪及び木炭は全国の生産量の大半を占め広域的に流通。
- 安全な薪及び木炭の生産・供給に向け、安全基準として当面の指標値(薪40 Bq/kg、木炭280 Bq/kg)を設定。指標値を超えるものの利用・流通の自粛を要請。

当面の指標値設定の考え方

薪及び木炭に含まれる放射性物資の燃焼による食品への付着は僅か。他方、燃焼灰に放射性物質が濃縮されることから、燃焼灰が一般廃棄物最終処分場での埋立処分が可能な放射性物質の濃度(8000 Bq/kg)以下となるように定めた、薪及び木炭に含まれる放射性物質濃度の上限値。

検査結果(9月21日現在)

品目	総検体数	指標値超検体数	検出された県
薪	57	2	長野県、岐阜県(福島県産)
木炭	187	34	岩手県

※林野庁に報告があったもの

利用制限の状況

検査対象とするもの

17都県で生産、保管等された薪・木炭

検査実施主体

薪及び木炭の生産者又は流通業者が実施

検査結果の報告等

検査実施主体は検査結果を都道府県へ報告

流通・利用状況等

- 薪については、薪ストーブ、ピザ調理加熱用(石窯ピザ)、鰹節燻煙用として利用され、17都県産の薪が広域的に流通。指標値を超えた薪については、量的に嵩張ることから保管、処分に苦慮。
- 木炭については、焼き肉、焼き鳥の調理加熱用として利用され、岩手県産等を主体に広域的に流通。指標値を超えた木炭については、量的に嵩張ることから保管、処分に苦慮。

(参考)農林水産物の検査結果①

○17都県における農林水産物の検査結果(食品の放射性物質に関する基準値超過等の状況)

平成24年8月31日現在

品目	～23年7月			23年8月～23年度末			24年4月～		
	検査点数	100～500 Bq/kg	500 Bq/kg超	検査点数	100～500 Bq/kg	500 Bq/kg超	検査点数	100～500 Bq/kg	500 Bq/kg超
米	0	0	0	3,217	8	1	2,348	0	0
麦	181	16	1	385	10	0	1,646	0	0
豆類	0	0	0	695	16	0	13	0	0
野菜	4,587	232	134	7,981	14	5	9,041	1	1
果実	478	80	13	2,258	102	15	1,739	4	0
茶	266	139	54	1,966	1,237	138	708	[浸出液 10 Bq/kg超] 13	
その他地域特産物	42	7	1	476	8	0	223	0	0
原乳	666	[50～200 Bq/kg] 7	[200 Bq/kg超] 1	1,248	[50～200 Bq/kg] 0	[200 Bq/kg超] 0	1,016	[50～200 Bq/kg] 0	[200 Bq/kg超] 0
肉・卵(野生鳥獣肉を除く)	1,138	247	63	78,696	623	94	47,984	1	0
農畜産物合計	7,358	728	267	96,922	2,018	253	64,718	20	
きのこ・山菜	638	127	99	3,218	424	129	3,366	390	113
水産物	1,127	238	81	6,384	946	171	7,300	595	78
農林水産物計	9,123	1,093	447	106,524	3,388	553	75,384	1,196	

※ は、基準値超過点数

※※ 平成24年8月までに厚生労働省が公表したデータに基づき作成

※※※ 暫定規制値：500 Bq/kg (原乳については 200 Bq/kg、茶については荒茶又は製茶で 500 Bq/kg)

※※※※ 新基準値：100 Bq/kg(茶については浸出液で 10 Bq/kg、原乳については 50 Bq/kg、米と牛肉(経過措置)については9月30日、大豆(経過措置)については12月31日まで 500 Bq/kg)

(参考)農林水産物の検査結果②

○17都県における農林水産物の検査結果(食品の放射性物質に関する基準値超過等の状況)

都県	～23年7月末 (暫定規制値 500 Bq/kg等)	23年8月～23年度末 (暫定規制値 500 Bq/kg等)	24年4月～(新基準値 100 Bq/kg等)	
			100 Bq/kg～500 Bq/kg	500 Bq/kg超
青森県			マダラ(2)	
岩手県	牛肉(6)	乾しいたけ(6)原木シイタケ(1)牛肉(18)	茶(1)ウワバミソウ(ミズ)(1)クサソテツ(コゴミ)(1)コシアブラ(6)サンショウ(1)セリ(2)ゼンマイ(3)タケノコ(2)タラノメ(1)フキ(1)ワラビ(2)乾しいたけ(57)原木シイタケ(91)イワナ(2)ウグイ(5)クロソイ(1)	乾しいたけ(15)原木シイタケ(27)
宮城県	牛肉(12)	ムキタケ(1)原木シイタケ(6)牛肉(41)	ブルーベリー(1)クサソテツ(コゴミ)(5)コシアブラ(6)ゼンマイ(3)タケノコ(4)タラノメ(1)原木シイタケ(22)アユ(1)イワナ(17)ウグイ(5)ウナギ(1)クロダイ(3)スズキ(8)ヒガンフグ(2)ヒラメ(3)マダラ(1)ヤマメ(3)	コシアブラ(1)原木シイタケ(1)スズキ(1)イワナ(1)クロダイ(5)
秋田県	牛肉(1)	牛肉(1)	乾しいたけ(1)	
山形県	牛肉(2)			
福島県	麦(1)カブ(3)キャベツ(5)クキタチナ(5)コマツナ(5)セリ(2)ちぢれ菜(1)ナバナ(6)ビタミンナ(2)ブロッコリー(21)ホウレンソウ(39)ミズナ(3)花ワサビ(2)紅葉苔(4)山東菜(2)信夫冬菜(5)イチジク(1)ウメ(11)ビワ(1)ナタネ(1)生茶葉(1)クサソテツ(コゴミ)(3)タケノコ(55)原木シイタケ(施設)(3)原木シイタケ(露地)(38)牛肉(37)原乳(1)アイナメ(7)アユ(16)アラメ(5)コウナゴ(6)イシガレイ(1)イワナ(1)ウグイ(3)ウスメバル(1)エゾイソアイナメ(3)キタムラサキウニ(5)コモンカスベ(1)シラス(4)シロメバル(3)ババガレイ(1)ヒジキ(1)ヒラメ(1)ホッキガイ(4)ホンモロコ(1)ムラサキイガイ(1)モクスガニ(1)ヤマメ(8)ワカサギ(2)ワカメ(1)	米(1)ワサビ(3)乾燥ヤーコン葉(1)畑ワサビ(葉)(2)カキ(1)キウイフルーツ(4)クリ(2)ザクロ(1)ユズ(7)アマタケ(2)コウタケ(1)チチタケ(7)ナメコ(2)ハタケシメジ(1)ハツタケ(8)マイタケ(2)マツタケ(1)乾しいたけ(15)乾燥オヤマボクチ(1)菌床シイタケ(1)原木シイタケ(1)原木シイタケ(露地)(2)牛肉(28)アイナメ(28)アユ(5)アラメ(1)イシガレイ(5)ウグイ(1)ウスメバル(6)エゾイソアイナメ(6)キタムラサキウニ(2)キツネメバル(3)クロソイ(4)ケムシカジカ(1)コモンカスベ(42)サブロウ(6)シロメバル(11)スズキ(4)ヌマガレイ(1)ババガレイ(7)ヒラメ(9)マコガレイ(8)ムラソイ(1)ヤマメ(6)ワカサギ(1)	ウメ(1)ブルーベリー(1)クサソテツ(コゴミ)(9)コシアブラ(14)ゼンマイ(2)タケノコ(13)タラノメ(9)チチタケ(1)フキノトウ(8)ワラビ(6)乾燥マイタケ(1)淡竹(1)豚肉(1)アイナメ(52)アカンタビラメ(3)アユ(2)イシガレイ(27)イワナ(18)ウグイ(12)ウスメバル(5)ウナギ(2)ウミタナゴ(1)エゾイソアイナメ(14)キタムラサキウニ(4)キツネメバル(9)ギンブナ(4)クロウシノシタ(2)クロソイ(6)クロダイ(5)ケムシカジカ(5)ゲンゴロウブナ(1)コイ(2)コモンカスベ(32)サクラマス(1)サブロウ(3)ショウサイフグ(1)シロメバル(30)スケトウダラ(1)スズキ(13)ドジョウ(1)ナガツカ(1)ニベ(9)ヌマガレイ(1)ババガレイ(24)ヒメマス(6)ヒラメ(52)ホウボウ(2)ホシガレイ(1)ホシザメ(1)マアナゴ(13)マガレイ(2)マコガレイ(34)マゴチ(3)マダラ(9)マツカワ(1)ムシガレイ(4)ムラソイ(10)メイタガレイ(4)ヤマメ(11)	ホウレンソウ(1)クサソテツ(コゴミ)(2)コシアブラ(11)ゼンマイ(2)タケノコ(2)タラノメ(3)チチタケ(4)花ワサビ(1)アイナメ(12)イシガレイ(1)イワナ(2)ウスメバル(3)エゾイソアイナメ(1)キツネメバル(2)ケムシカジカ(1)コモンカスベ(1)サブロウ(1)シロメバル(15)スズキ(1)ババガレイ(7)ホシガレイ(1)マコガレイ(4)マゴチ(2)ムシガレイ(2)ムラソイ(2)ヤマメ(3)
茨城県	バセリ(5)ホウレンソウ(14)ミズナ(1)生茶葉(13)コウナゴ(4)	タケノコ(1)チチタケ(1)乾しいたけ(5)原木シイタケ(9)エゾイソアイナメ(1)	茶(7)クサソテツ(コゴミ)(1)コシアブラ(2)タケノコ(14)タラノメ(1)乾しいたけ(2)原木シイタケ(4)アメリカナマス(19)イシガレイ(2)イワナ(1)ウナギ(1)ギンブナ(5)コモンカスベ(1)シロメバル(2)スズキ(3)ニベ(2)ヒラメ(1)ヤマメ(1)	コシアブラ(1)乾しいたけ(9)原木シイタケ(2)
栃木県	ホウレンソウ(7)荒茶(2)生茶葉(2)牛肉(4)	クリタケ(8)ナメコ(3)乾しいたけ(19)原木シイタケ(3)牛肉(6)	ウメ(1)茶(2)ウワバミソウ(ミズ)(1)クサソテツ(コゴミ)(4)コシアブラ(4)サンショウ(5)ゼンマイ(2)タケノコ(5)タラノメ(4)チチタケ(4)ハナビラタケ(1)ミョウガ(1)モミジガサ(シドケ)(1)ワラビ(1)原木シイタケ(37)イワナ(14)ウグイ(12)ニジマス(1)ヒメマス(5)プラウントラウト(5)ヤマメ(2)	コシアブラ(10)タケノコ(1)チチタケ(7)ワラビ(1)原木シイタケ(8)
群馬県	カキナ(1)荒茶(1)生茶葉(1)	荒茶(1)乾しいたけ(8)イワナ(3)ウグイ(3)ワカサギ(6)	茶(1)アイタケ(1)アカヤマドリ(1)タケノコ(1)タマゴタケ(1)ハナビラタケ(1)フキノトウ(1)原木シイタケ(3)イワナ(2)ヤマメ(2)ワカサギ(1)	チチタケ(2)センボンイチメガサ(1)
埼玉県		荒茶(9)製茶(118)	ナマス(1)	
千葉県	荒茶(3)生茶葉(6)	荒茶(1)製茶(1)茶(4)原木シイタケ(6)	茶(2)タケノコ(9)原木シイタケ(3)ギンブナ(2)ウナギ(1)	原木シイタケ(1)
東京都	コマツナ(1)生茶葉(1)製茶(2)	製茶(3)	アシタバ(1)	
神奈川県	荒茶(10)生茶葉(5)	荒茶(1)乾しいたけ(4)	原木シイタケ(1)オオクチバス(1)	
新潟県	牛肉(1)			
山梨県				
長野県		チャナメツムタケ(1)		ショウゲンジ(1)
静岡県	製茶(7)	乾しいたけ(3)		

※ 平成24年8月31日までに厚生労働省が公表したデータに基づき作成

※※ 新基準値:100 Bq/kg(茶については浸出液で 10 Bq/kg、原乳については 50 Bq/kg、米と牛肉(経過措置)については 9月30日、大豆(経過措置)については 12月31日まで 500 Bq/kg)